

令和8年度 京都市立嘉楽中学校「学校いじめ防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものです。

・本校の現状と課題

本校における令和7年4月から令和8年3月までのいじめ事案の件数は18件で、そのほとんどが「冷やかし・からかい」といったもので、ここ数年、同様の結果が続いています。また、国立教育政策研究所の追跡調査でも「暴力を伴わないいじめ」が多く、中でも「仲間外れ・無視・陰口」が典型的な行為だとあり、本校の事案も全国的な傾向と類似するところがあります。ここ数年の本校のいじめ対策委員会では、生徒間における「いじめ」と「いじり」が表裏一体であり、加害生徒に罪の意識はなく、「一方的に嫌なことを言われた」と感じている被害生徒の心情を加害生徒が配慮していなかったため発生しているのだという振り返りを行ってきました。また、三人以上での人間関係を結ぶことができず、一人の子どもが、特定の友人を独占しようとすることで「仲間外れ」や「陰口」といった「いじめ」が起こっているという現状もあります。

この振り返りをもとに、昨年度はコミュニケーションスキルに含まれる共感的認知力を高めていく指導を行い、一定の成果を上げることができました。今年度は、自己存在感を感受する場面の設定を設け、より一層充実させるとともに、6年前から取り組んでいる「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた実践研究事業」の実践をより発展させ、学習面はもちろん、学級活動や生徒会活動、部活動などでも共感的認知スキルをのばしていけるような実践を行っていきます。

今後も、「いじり」と「いじめ」の解釈については、いじめ対策委員会において検討を十分に行い、いじめの定義の変遷、いじめの積極的認知という視点に立ち、いじめの認知感度を教職員が高く持つように心がけていきます。また、普段から生徒一人ひとりの「見逃しのない観察」を行い、組織的にいじめ認知を行っていきます。

そして、ここ数年で増加傾向にあるのが、携帯電話・スマートフォンなどを利用したSNS関係の事案です。SNSの普及とともに、他者との人間関係構築に課題を持つ生徒が

増加しています。また、それらを適切に使用できず、生徒間トラブル・いじめに発展してしまうケースが増えています。

本校の昨年度のいじめ事案の半数近く（軽微なものも含む）が SNS でのやり取りや、スマートフォン・GIGA 端末に関するもので、不適切な使用がもとになっています。このことから、いじめは学校だけでなく、家庭における子どもの生活場面においても発生しているということが分かります。

このような現状をふまえ、本校では「見落としのない観察・手遅れのない対応」で、いじめ対策委員会を開き、いじめ認知を積極的に行うとともに、被害生徒はもちろん、加害生徒の人権も守るように指導していきます。

また、「未然防止」の視点から、ケータイ教室などを活用し、SNS での友人間トラブルについてなど、「情報モラル教育」にもより一層力を入れていきます。いじめ事案の早期発見・早期解決だけでなく、生徒一人一人の成長を支える指導を心掛け、教職員が一丸となり、生徒一人ひとりの「自己指導能力の獲得」をねらいとする積極的・開発的生徒指導を組織的に仕掛けていきたいと思えます。

（2）基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行います。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とします。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行います。

2 いじめ対策委員会

（1）構成（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

学校長 生徒指導部長 補導主任 養護教諭

スクールカウンセラー （スクールソーシャルワーカー）

（2）役割

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かします。
- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進します。
- ・いじめ対策委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討します。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関

係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「いじめ対策委員会」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行います。

- ・事案発生後、被害生徒の様子を3ヶ月間観察し、その間、心身の苦痛を感じていないか、定期的に確認を行います。

(3) 開催時期

- ・週1回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

(4) 生徒・保護者への周知

- ・4月（入学式にて保護者へ伝えます。）
- ・5月（全校集会にて全校生徒へいじめ対策委員会の存在を伝えます。）
- ・12月（人権集会にて学校長より「いじめ」についての講話を行います。）

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

授業改善を生かした未然防止

「生徒指導の実践上の4つの視点を生かした授業展開とこじかの徹底」

※生徒指導の実践上の4つの視点

- …「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」
- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行います。（共感的な人間関係の育成）
- ・特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態については、授業の中で生徒に学習の形態を選択させ、授業内で生徒の主体性を伸ばすための工夫を行います。（自己決定の場の提供）
- ・授業内における生徒一人ひとりの些細なつぶやきなどに注目し、一人一人の様子をつぶさに観察します。（自己存在感の感受）
- ・学級活動やホームルーム、終学活などでの活動を通して、仲間づくりを促進させる取組を行い、生徒が安全かつ安心して学校生活を送れる空間を作り出します。
（安全・安心な風土の醸成）
- ・生徒指導と学習指導とを分けて考え、実践するのではなく、生徒指導の4つの視点が機能する授業づくりを進めます。
- ・チーム・ティーティングやゼミ方式の探究学習など、複数の教職員が生徒と関わることで、生徒の良さや可能性を見つけ、それらのブラッシュアップに努めます。

- ⇒授業参観を定期的実施し、保護者に授業のようすを積極的に公開します。
- ⇒全ての教職員が年に1回公開研究授業研を実施し、質が高く、生徒がわくわくする授業づくりに努めます。
- ⇒教職員が日頃から生徒を主語とした情報共有・情報交換を徹底し、組織的にいじめの未然防止に努めます。

人権・道徳教育の充実

- ・生徒の人権尊重及び道徳的実践力を育むため、人権教育主任・道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて人権・道徳教育の充実に図ります。そのためにこれまで行ってきた人権教育や道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらも、いじめの防止対策の基礎となる道徳的資質や人権感覚を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行います。

また、休日参観で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育みます。さらに、「華道」体験を通して、心を育む情操教育の充実を推進していきます。

体験活動の充実

- ・職業体験（生き方探究チャレンジ体験）やボランティア活動等の体験活動、教科、総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実に図ります。

生徒が自主的に行う活動の支援

- ・生徒会活動の活性化、生徒が主役の学校づくりを積極的に推し進めます。
- ・いじめは許せない行為であるという考え方を道徳的に訴えることはもちろん、生徒会活動を活用し「心づくり」から「社会づくり」へと対策をシフトさせます。
- ・以下に具体例を示します。

「心づくり」

- ・委員会が主体となる「つながるでえ」においては「学級内におけるまとまり」を持たせ、生徒一人ひとりの規範意識を向上させる「心づくり」をねらいとした活動を行います。

「社会づくり」

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進めています。

生徒同士の絆づくり

[学年・学級活動では]

- ・いじめはいつでも起こりうるという危機感を持って学級担任を中心とした学年教員がチームを組み、生徒が登校してから下校をするまでのあらゆる場面で、きめ細やかな観察・指導を行います。
- ・学校祭や学年行事などでは、運営組織を立ち上げ、生徒が中心となり企画・運営を行っていきます。そのことで学年や学級集団としての自治能力を向上させていき「温かなまとまりある学級」「温かなまとまりある学年」を作り上げ生徒同士の絆づくりに努めます。

[生徒会活動では]

- ・生徒会活動を充実させることで自らの行動や判断の是非を認知させ、生徒一人一人の自己指導能力を育てます。そのために生徒会が中心となり生徒が主体的に自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるように指導を行います。
- ・京都市中学校生徒会議のテーマやまとめを様々な機会を通して、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え、行動・実践できる力を育てる。そのために生徒の実態を踏まえ、生徒自らが自主的・自発的な生徒会活動を立案し、推進できるように指導を行います。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

・日常の生徒に関する情報共有

毎週実施されるいじめ対策委員会にて、きめ細やかな情報交換を行います。欠席日数が連続一週間以上の生徒には「教育支援シート」を活用し、継続的に情報共有を行います。

・生徒に対する定期的な調査

年2回の記名式の「いじめアンケート」の実施及び、「クラスについて」・「学校生活について」の2種類の「クラスマネジメントシート」のアンケートを実施します。上記を踏まえ、教育相談を年間2回実施しています。また、クラスマネジメントシートについては、学年会などで情報共有をしています。さらに、必要に応じて「こころとからだのアンケート」を実施し、生徒の些細な変化に気付けるようにしていきます。

・上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

学年や学級だけにとどまらず、様々な視点での生徒理解が必要と考え、いじめ対策委員会で、スクールカウンセラーから心理的側面に着眼点を置いた助言や意見をいただき、生徒の心の内側にある悩みや学級の様子を共有します。また、スクールソーシャルワーカーとも連携を取り、関連機関などとも協力して対応します。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

・基本的な考え方

生徒の問題行動における対応のキーワードとして本校では、「見逃しのない観察」「手遅

れのない対応」「心の通った指導」の3点を重点項目として挙げています。

いじめアンケートやクラスマネジメントシートだけが「見逃しのない観察」ではなく、生徒一人ひとりの表情や休み時間の様子などで気になる部分、生徒の良いところを探すことを日常的に行います。生徒の良いところについては学校だよりや学年・学級だよりをご参照ください。

いじめの些細な兆候をつかみ、早期対応することで事態を深刻化することなく解決することができるのではないかと考え、「手遅れのない対応」を心がけています。

それでもなお、いじめが発生した場合は、被害生徒はもちろん加害生徒にも「心の通った指導」を念頭に置き、加害生徒自らが振り返り、反省を促す指導を粘り強く行います。

いじめについては単なる謝罪ではなく、「二度としません」と生徒に「人権問題」であるという認識をもたせることを目標にして指導を行うことが重要であると考えています。

このことが教師と生徒の確かな信頼関係へとつながると考え、一つ一つのいじめに対して誠意を持ち粘り強く指導します。

携帯電話・スマートフォンが普及した昨今、インターネットを介したいじめが発生しており、情報モラルの低下が「ネットいじめ」へと発展しています。このインターネットを介したいじめについての具体的な対応については別項に記載しておりますのでご一読ください。

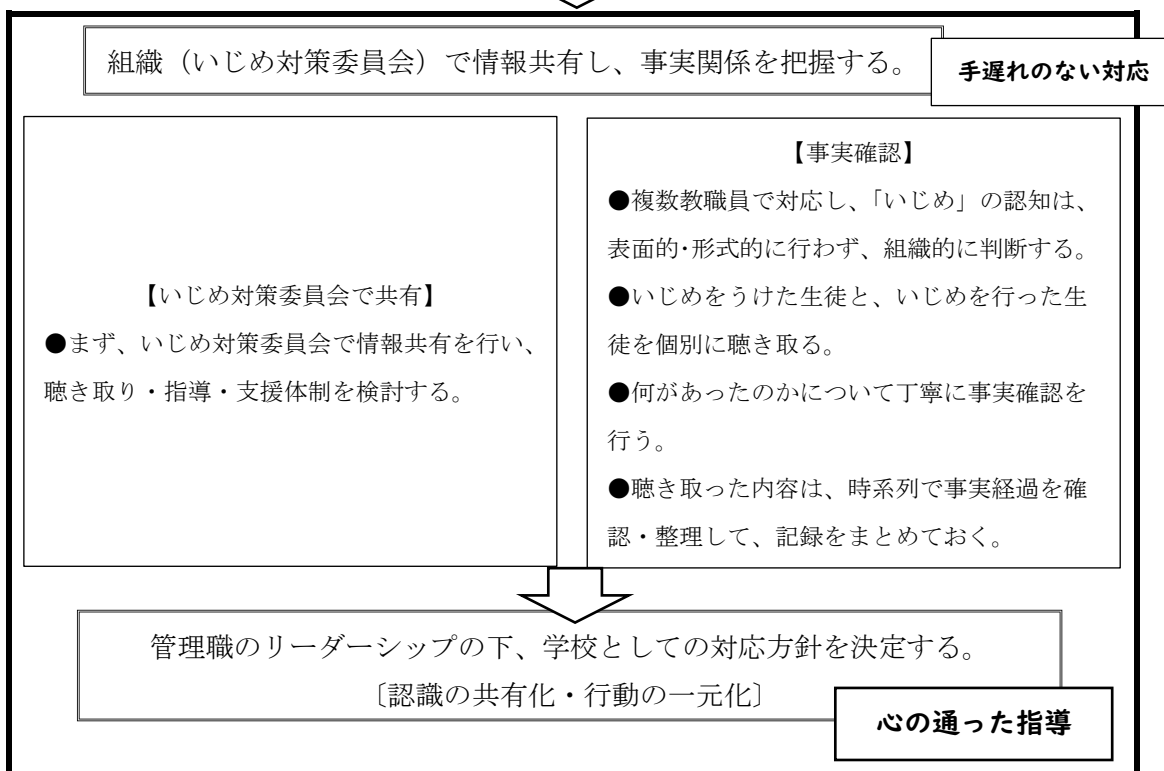
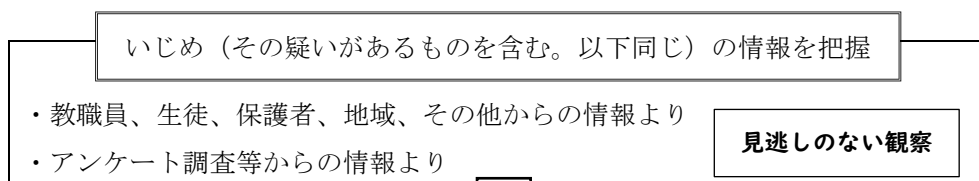
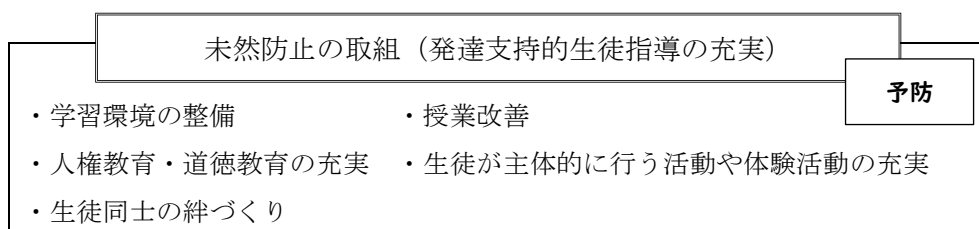
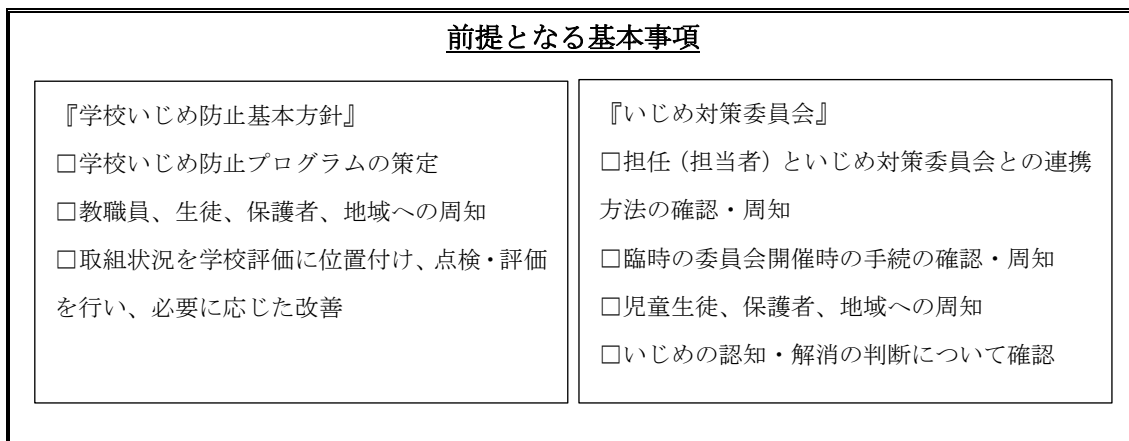
いずれにおいても早期発見・早期対応を念頭に「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」を心がけています。

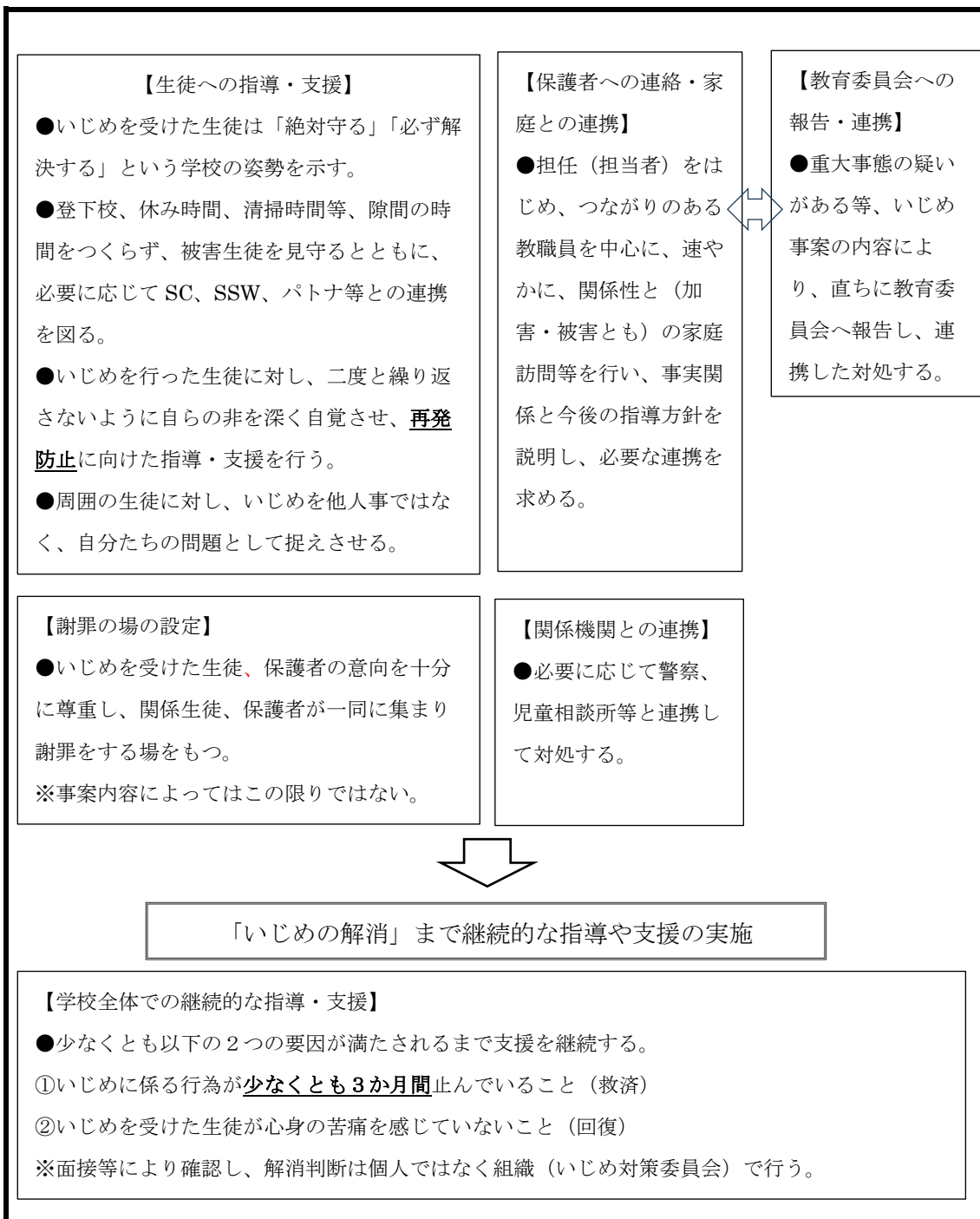
以下、いじめの定義を記載します。

いじめとは、子どもに対して、当該子どもが在学する学校に在学している等、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものも含む。）をいう。

3つのキーワード（「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」）をもとに、被害生徒及び、加害生徒の指導を行います。いじめ発生後3ヶ月間はいじめの潜伏期間と呼ばれています。事案発生後3ヶ月間はいじめが再発する可能性があります。いじめが認知されてから、3ヶ月後に被害生徒へ声をかけ、確認をすることはもちろん、それまでの3ヶ月間は複数の教職員で見守りを続けます。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》





・インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめとは

他者に害を与えることを目的として、個人あるいは集団が意図的で、度重なる、敵対的行動を取るために、デジタル技術を利用したいじめのことで、SNS（ソーシャルメディア）、メッセージアプリ、ゲームアプリ、携帯電話上でのやり取りなどで起きています。

[未然防止]

- ① 自主的に校則を守るように指導し、携帯端末の正しい扱い方について学校・保護者が連携してすすめます。
- ② 京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施します。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと、いじめを中心とした問題行動に関する未然防止の啓発・指導に努めます。
※「非行防止教室」に加え、1年生では「ケータイ教室」、全学年で「ネットトラブル防止教室」などを実施します。
※これらの取組は、原則として保護者へも通知し、参観してもらえるようにします。
- ③ 個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行います。
- ④ 日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努めます。
- ⑤ 教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養します。
- ⑥ PTA 活動や関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行います。

[具体的対応]

- ・ 複数の教職員で事実関係の把握に全力で努めます。
- ・ 通信した内容については場合により直接確認を保護者・本人、また必要とあれば教職員が行います。
- ・ 聞き取った情報は時系列でまとめ、確認・整理をいじめ対策委員会にて行います。

[校内体制]

- ・ 複数の教職員で事実経過の確認を行います。
- ・ 状況確認の把握を踏まえ、随時「いじめ対策委員会」を開き、今後の指導の在り方を協議します。

[子どもへの指導]

- ・ 情報モラルを中心に訴え、自らの行ったことを人権問題としてしっかり認識させる指導を行います。

- ・加害生徒は「ごめんなさい」ではなく、「二度としません」と反省できる指導を粘り強く行います。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

- ・教職員相互の生徒観察の視点を共通化（生徒のいいところ探し）することで、日常的に教職員が一丸となり学年を越え、生徒の動向の情報交換を行うことで、生徒の観察視点の多角化に努めます。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施します。

・実施時期 [内容]

- 4月 「学校いじめ防止等基本方針」の共有
- 5月 「教育相談」「いじめ記名式アンケート」の実施・共有
- 6月 「クラスマネジメントシート」「記名式アンケート」に向けて「いじめのアンケート」の実施・共有
- 7月 「夏季休業中の生活について」「クラスマネジメントシート」の実施・共有
- 8月 「いじめ防止プログラムの見直し」「教育相談」に向けて
- 9月 「教育相談」の実施
- 10月 「いじめのアンケート」の実施・共有
- 11月 「クラスマネジメントシート」「記名式アンケート」に向けて
- 12月 「クラスマネジメントシート」「記名式アンケート」の実施・共有
- 1月 「学校評価を受けて」
- 2月 「年間の取組の見直し」
- 3月 「年間を通じてのいじめ事案の共有」

4 保護者・地域・関係機関との連携

・保護者との連携

[被害生徒の保護者]

電話や連絡帳等で済まらず、家庭訪問を行い、保護者と今後の指導の在り方について十分協議を行います。

[加害生徒の保護者]

電話や連絡帳で済ますことなく、原則来校してもらい、今後の指導の在り方や指導の方向性を説明します。来校が難しい場合については、教員による家庭訪問を行います。

※IT 関連トラブルへの対応

学校ではなく家庭において、携帯電話・スマートフォンなどを使用するいじめ事案が

増えていることから、家庭内での「見逃しのない観察」をお願いし、「手遅れのない対応」のための連携を強化していきます。また、家庭でも再度、携帯電話・スマートフォンの使い方のルールを確認し、SNS 関連のトラブルについて子どもたちと話してもらいようをお願いいたします。（令和 2 年度改正）

・関係機関との連携

[関係機関]

被害届が出されている場合は、教育委員会、警察と十分に連携をとります。
いじめが認知された段階で「いじめ事案報告書」を教育委員会に提出します。

・地域との連携

いじめは、学校や家庭だけでなく、地域の公園やガレージ、細い路地など大人の目の届きにくい場所で起こりえるので、地域の方にも協力を仰ぎ、地域からの情報をいち早く共有します。

・啓発

4 月（全校集会・家庭訪問時の配布プリント『嘉楽教育のしおり』に掲載し、「いじめ対策委員会」の設置についてお知らせします。）
12 月（人権集会にて学校長より「いじめ」についての講話を行います。）

5 重大事態への対処

[基本的な考え方]

- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行います。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。

（個人情報の取扱い）＊京都市いじめの防止等取組指針より

- ・いじめの防止等の取組を推進するに当たっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意のうえ、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとします。
- ・教育委員会が調査の主体となる場合、教育委員会の指示のもと、資料の提出等、調査に協力します。

6 年間計画

※いじめ防止等のための取組として「年間計画」を下表のように示し実施する。

ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」	・始業式 ・入学式 ・学級開き ・全校集会 「いじめ対策委員会の紹介」 ・新入生歓迎会 ・学級目標決め ・つながるでえ ・認証式 ・健康診断 ・家庭訪問	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・家庭訪問週間
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」 ◇いじめ対策委員会（臨時） 「情報の共有と組織的対応」	・校長講話 ・つながるでえ ・土曜参観 ・教育相談 【全学年】 ネットトラブル防止教室 【2年】 チャレンジ体験 【3年】 修学旅行	・教育相談の実施に向けて	・学校運営協議会① ・PTA 総会
6	◇いじめ対策委員会③ 「いじめアンケート・教育相談の結果の共有と対策」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」	・生徒総会 ・避難訓練 ・つながるでえ ・朝鮮中級学校交流会（生徒会） ・授業参観	・教育相談の実施 ・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有①	・授業参観 ・道徳公開授業
7	◇いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果の共有と対策」 「夏季休業中の生活について」	・めんせつ検定（2年） ・ミニ授業大会（3年） ・学年集会 ・つながるでえ ・非行防止教室（全学年） ・全校集会（終業式） 「夏季休業を迎えるにあたっての心構え」	・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有①	・三者懇談会 ・家庭地域教育講座

		・夏楽校		
8	<p>◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 「いじめに特化した夏季校内研修」に向けて</p> <p>◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」</p> <p>◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」</p> <p>◆小中合同研修会 「いじめ問題について協議、連携を深める」</p>		・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	
9	◇いじめ対策委員会⑥	・文化祭、体育祭に向けての取組 ・つながるでえ		
10	<p>◇いじめ対策委員会⑦ 「教育相談」の実施に向けて 「いじめアンケート」の実施・共有</p> <p>◆校内研修会④ 「いじめに特化した研修の実施」</p>	<p>・学校祭体育の部 ・小中合唱交歓会 ・学校祭文化の部 ・つながるでえ</p>	<p>・教育相談の実施 ・第2回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有</p>	<p>・学校評価の実施 ・学校運営協議会② ・進路保護者会</p>
11	<p>◇いじめ対策委員会⑧ 「年間の取組の見直し①」</p> <p>◇いじめ対策委員会（臨時） 「いじめアンケートの結果の共有と対策情報の共有と組織的対応」</p> <p>◇「クラスマネジメントシート」の実施に向けて</p> <p>◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」 「授業を伴う研修会の実施（生徒指導の三機能を生かす）」</p>	<p>・生徒会役員選挙 ・認証式 ・朝鮮中級学校交流会（2年） ・つながるでえ ・オープンスクール（模擬授業、部活動体験） ・ネットトラブル防止教室（全校） ・授業参観</p>		・入学説明会
12	◇いじめ対策委員会⑨ 「クラスマネジメントシートの結果の共有と対策」 「学校評価の実施に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA	<p>・つながるでえ ・校長講話（いじめ） ・人権標語の作成と発表 ・学年集会 ・全校集会（終業式）</p>	・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有	<p>・三者懇談会 ・学校評価の実施</p>

	<p>サイクル」「次年度の基本方針の見直しと作業について」</p>	<p>「冬季休業を迎えるにあたっての心構え」</p>		
1	<p>◇いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「学校評価を受けて」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携の情報の集約について ・つながるでえ 		
2	<p>◇いじめ対策委員会⑪ 「年間の取組の見直し」 「学校評価の結果について PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・つながるでえ 		
3	<p>◇いじめ対策委員会⑫ 「年間を通じてのいじめ事案の共有」 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通じてのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止等基本方針について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・つながるでえ ・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会 ・全校集会（終了式） <p>「春季休業を迎えるにあたっての心構え」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会③

- ※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。
 - ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」(P D C Aサイクル 8月・12月・3月)
 - ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
 - ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議(定例 いじめ対策委員会)」
 - ・ 「校内生徒指導研修」
 - ・ 「授業参観」「土曜参観」「学校運営協議会」
- ※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。
- ※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育」の充実、「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。
- ※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。
事案の経過や解消の確認(指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過)については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。